

## 所得税法第56条廃止の意見書を 国に提出することを求める陳情

### [陳情趣旨]

地域経済の担い手であり、地域住民の暮らしを支える中小業者の営業は、家族の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従事者の働き分（自家労賃）を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、神奈川県の最低賃金にも達しておらず、様々と逆行しています。

2月に開催された第63会期国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討すること」と勧告しました。

その後の国会質疑では、昨年末に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第56条が含まれると表明され、政府は「検討していかなければならない」と答弁しています。業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国で447自治体が国への意見書を採択しています。

(4月27日現在)

世界の主要国では家族従業者の人格、人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。国連からの勧告、政府の見解などから、差別的税制をこれ以上放置せず、早急に廃止することを求める私たちの要望にご理解をいただき、先の国会答弁が生かされ所得税法第56条が早急に廃止されるよう、国へ意見書を提出して頂くことを陳情します。

### [陳情項目]

- 1、所得税法第56条を廃止するように国に意見書をあげてください。

平成28年5月20日

大磯町議会議長  
吉川 重雄 様

住 所 平塚市八重咲町24-35  
代表者 平塚民商婦人部  
部長 高瀬 初江  
電 話 0463-21-1631

